

「学校選択制」と「区域外就学」について

1 現在の状況

平成19年の通学区域審議会の答申では、1学年1学級の解消、特に複式学級主として、対象校をピンポイントで指定し統廃合を検討するものでした。

複式学級については、現在まだ協議途中の地域もありますが、概ね解消にむけ進みつつあります。

その後15年経過し、主に3つの新たな課題が生じてきています。

1つ目は、1学年1学級のクラス替えができない学校がさらに増加していることであり、このような学校については、少子化が続いていることから今後複式学級となることが予想されます。

2つ目は、大規模校の問題です。鏡山小学校が該当しますが、今後過大規模校となる可能性があります。

3つ目としては、現在、特別支援学級数が急激に増加しており、課題の一つとなっているところです。

【参考】：(第1回 参考資料 H19 答申後の学校統合の状況)

(第1回資料 P3~P4)

2 就学校指定のあり方について

現在本市では、原則として居住する住所により特定の学校を就学校として指定しています^(※1)

本日は、就学校指定のあり方として、

- ・保護者の希望への配慮や学校規模の適正化を図るための「学校選択制」
- ・市外居住者の就学ニーズに対応するための「区域外就学」

この2つをテーマとして、ご審議いただきたいと考えています。

(※1)例外として松南町について東唐津小・鏡山小両校を就学校としている

3 学校選択制についての検討

(1) 学校の指定

市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされています。

（学校教育法施行令第5条）

(2) 通学区域について

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域のことであり、各市町村教育委員会の判断に基づき設定します。

唐津市では平成19年の通学区域審議会の答申により、主に統廃合という形で通学区域見直しを進めてきたところです。【参考】：（第1回資料 P1）

(3) 学校選択制

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができるとされています。（学校教育法施行規則第32条第1項）

この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制といいます。学校選択制の主な分類形態は、以下のようになります。

実施形態	内容
① 自由選択制	<u>市内全ての学校のうち、希望する学校への就学を認めるもの</u> →事実上の通学区域の廃止
② ブロック選択制	従来の通学区域は残したままで、 <u>市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの</u> →通学区域のブロック化
③ 隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、 <u>隣接する区域内の希望する学校への就学を認めるもの</u>
④ 特認校制	従来の通学区域は残したままで、 <u>特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの</u>
⑤ 特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、 <u>特定の地域に居住する者について、市内全ての学校のうち希望する学校への就学を認めるもの</u>

(4) 唐津市における可能性

① 自由選択制の場合

市内の全ての学校において、希望する学校を自由に選べる制度です。児童生徒数が少ない小規模校においてさらに児童数が減る、大規模校において児童がさらに増加するなどの問題が増えることが予想されるため、学校規模適正化の観点からすると、逆行するおそれがあります。

② ブロック選択制

適正なブロック設定と、一定の制限により、規模の適正化に資する可能性があります。

③ 隣接区域選択制

適正な隣接区域の設定と、一定の制限により、規模の適正化に資する可能性があります。

※現在、唐津市では通学区域制度の弾力的運用として、相知地区の一部から隣接する巖木と北波多へ、また、鎮西地区の一部から隣接する呼子へ、自宅からの距離が短縮される場合において、通学を許可している地区があります。

「唐津市立小学校及び中学校の通学区域制度の弾力的運用に関する要綱」にかか
る教育委員会が別に定める地域（R5.4.1 現在）

地区名	対象地域	現在の通学指定校	選択できる学 校
相知地区	町切、高倉、楠の一部、 長部田	相知小学校	簗木小学校
		相知中学校	巖木中学校
	坊中	相知小学校	北波多小学校
		相知中学校	北波多中学校
鎮西地区	横竹、塩鶴、赤木、中 野、辻、丸田	打上小学校	呼子小学校

④ 特認校制

指定した特定の学校のみ、市内どの学校からも通学してもよい制度です。現在唐津市では、高島小学校を特認校として指定していますが、不登校児童を対象とした特認校となっています。

地理的に統合が困難な学校などにおいての、一つの方策として考えられますが、抜本的な解消とはならないため、統廃合までの期間などの繋ぎとしての検討が可能であると考えられます。受入体制などの課題が整理できれば、実施可能であると考えられます。

⑤ 特定地域選択制

大規模校に居住する児童生徒のみ、指定された他の学校を自由に選べるようにする制度です。大規模校から他の学校へ誘導するにあたり、有効な制度であると考えられます。

唐津市では、これまでも学校統廃合を進めてきてはいますが、山間部が多く面積も広いことから、県内他市と比較しても、児童生徒数に対する学校数が非常に多く、通学区域の検討が難しい地域です。

学校選択制では、各学校に通学する児童生徒の推計が困難となるため、ある程度、一定の制限を設ける必要がありますが、市内の学校規模における課題を解決していくためには、学校選択制の検討は有効な方法の一つであると考えています。

(5) 全国の状況

次に、学校選択制を導入している全国の教育委員会の実施形態の状況を以下に示します。(令和4年度文部科学省調査)

実施形態	小学校		中学校	
	実施数	割合	実施数	割合
① 自由選択制	33	10%	63	28%
② ブロック選択制	6	2%	3	1%
③ 隣接区域選択制	52	16%	35	15%
④ 特認校制	196	59%	72	32%
⑤ 特定地域選択制	91	27%	64	28%
その他	16	5%	16	7%
計(※1)	394		253	
調査母数(※2)	1455		1131	
学校選択制実施数(※1)	331	23%	227	20%

(※1) 複数の実施形態をとるところがあるため、実施形態ごとの実施数計と学校選択制実施数は一致しない

(※2) 調査回答者のうち、小中学校それぞれ2校以上を有する教育委員会等

学校選択制は2校以上の学校を有する教育委員会等のうち、約2割の小中学校において導入されており、導入のメリットとしては、

- ・ 保護者の希望に配慮することができること
- ・ 児童生徒が自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになること
- ・ 保護者の選択や評価を通じて特色ある学校づくりが推進できること

などが考えられます。

なお、デメリットとしては、

- ・ 学校と地域の連携が希薄になるおそれがあること
- ・ 通学距離が長くなり、安全の確保が難しくなる恐れがあること
- ・ 入学者が減少し、適正な学校規模が維持できない学校が生じるおそれがあること

などが考えられ、導入自治体の中でも、現在見直しを検討している、あるいは見直しの結果、廃止を決定している自治体もあるようです。

先にも示したように、自由選択制にしてしまうと保護者が自由に就学校を選

ぶことができる反面、学校と地域との関係の希薄化や、学校の大規模化、小規模化に拍車がかかるといったことが懸念されるため、選択には一定の枠組みが必要と考えます。

しかし、学校規模適正化の観点からは、④特認校制については、校区外からの小規模校への就学促進、⑤特定地域選択制については大規模校から校区外への就学促進といった効果も期待できます。

いずれにしても、広い市域を有する本市においては、地域性や今後の児童生徒数推移を十分に考慮した上で、慎重な検討が必要です。

4 区域外就学

保護者は、児童生徒をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小中学校に就学させようとする場合には、一定の手続きをとることで、「区域外就学」を活用することが可能とされています。（学校教育法施行令第9条）

具体的な手続きとしては、一定の基準を満たす児童生徒について、児童生徒が住所を有する市町村の教育委員会と、保護者が希望する学校が所在する市町村の教育委員会の間で協議が整うことが必要です。

現在の本市の許可基準としては、学年途中の市外転出や市外からの転入予定、市外から市内の児童自立支援施設入所及びその他の特別な事情がある場合（DV被害等）となっていますが、近年、ワーケーション等のいわゆる二拠点居住や、保護者の農山村の自然豊かな環境への志向等の理由で、受け入れるケースが見られ、令和4年度文科省調査では、全国の教育委員会等において、二拠点居住については小学校で8%、中学校で5%、山村・漁村留学については小学校で4%、中学校で3%の受け入れ実績があります。

メリットとしては、

- ・地域の児童生徒が多様な意見に触れることができるなどの教育活動の活性化
- ・地域の活性化や移住促進、関係人口の増加
- ・小規模校の課題解消

などが考えられます。

本市においては、二拠点居住を理由とするものについては受け入れておらず、山村・漁村留学については、島留学として実績がありますが、全国の多くの事例同様、本市への住民票の異動を条件としています。

市外からの児童生徒の受け入れについては、

- ・教科書や授業の進捗の違いなど、転校前の学校との教育環境の継続
- ・住環境の整備
- ・保護者を伴わない児童生徒の面倒を誰がどう見るのかといった調整

などの多くの課題がありますが、市の移住・定住所管のセクションと連携し、現在の島留学を継続するとともに、区域外就学のあり方全体を検討課題として捉える必要があります。

小中学校の通学区域外就学について

(唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則)

[原則]・現住所の学区の小・中学校に入学する。

[例外]・事情により、住まいの学校とは別の学校を希望する場合は、教育委員会の許可を得て、ほかの学区の学校に入学できる。(ただし、学校の施設などの都合により受け入れ可能な場合)

[条件等]

許可事項	適用	添付書類	許可期限
転居	学年途中に校区外へ転居	なし	卒業までの希望期間
身体的理由	身体虚弱・通院治療などで通院通学に便利な学校へ通学する場合	診断書	卒業までの希望期間
転居予定	住宅の新・改築により、短期間校区外から通学する場合	建築許可申請書など	転居までの期間
特別支援学級	特別支援学級がある最も近い学校に通学する場合	なし	卒業までの希望期間
保護者不在	小学校の下校後、家庭に保護者・監督者が不在の場合	雇用証明書(両親) 預かり証明書	卒業までの希望期間
部活動	小学生時でスポーツクラブなどに所属し、通学する中学校に対象の部活動がなく、その部活動のある最も近い学校に通学する場合	不要	卒業までの希望期間
放課後児童クラブ	小学校の下校後、家庭に保護者が不在で、かつ、指定された学区に放課後児童クラブがなく、放課後児童クラブのある最も近い学校に通学する場合	雇用証明書(両親)	卒業までの希望期間
通学距離	指定された学校より、隣接校のほうが通学距離が短い場合	通学距離がわかる地図など	卒業までの希望期間
兄弟姉妹	兄弟姉妹が校区外の学校に通学している場合に、その兄弟姉妹と同じ学校に通学する場合	なし	卒業までの希望期間
その他特別な事情	いじめなどにより、指定校に通学することが困難…等々	理由書 確約書	その都度定める